

国土形成計画(広域地方計画)計画原案 パブリックコメントに対する考え方

○意見募集期間: 令和8年5月18日(月)～ 令和8年6月8日(月)

	提出意見数	意見者数 (団体含む)
総数	97	18
(内訳)		
共通	7	7
東北圏	9	4
首都圏	8	6
北陸圏	7	4
中部圏	30	5
近畿圏	9	6
中国圏	6	4
四国圏	10	5
九州圏	11	5

※同一の方が複数の圏域に意見を提出した場合があるため、
意見者数の総数と各圏の意見者数の合計は一致しません。

【共通】

○意見提出総数:7件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
多文化共生として、外国人を働き手として増やすといった対応は不要。	広域地方計画は、全国計画(国土形成計画)を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)の第1部第2章第1節2.「・・・、地域の活力を向上していくには、地域内の経済循環をより高め、地域産業の効率性・生産性・持続性の向上を図るなど、地域産業の稼ぐ力を向上していく必要がある。若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材が働きがいを持って地域産業を支える多様な就労環境の整備を図る。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。
日本への外国人労働者の受入れは悪手である。	
全ての圏域で、人口減少等、予算や働き手も減っていく将来を想定すると、全ての場所を今まで通りに維持しようとすることは、結果的にすべての地域を共倒れにさせる。このため、日本の国土について、「人間の生活・活動空間」と「ロボットによる自動管理空間」の2つに分けるべきではないか。	広域地方計画は、全国計画(国土形成計画)を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)の第1部第3章第1節「人口減少、少子高齢化が加速する地方において、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方の人口減少・流出の流れを変えて、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける地域づくりが求められる。こうした観点から、地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源を活かし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、地方への人の流れの創出・拡大につなげる。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。
国土の均一な発展を目指すのであれば既に発展しきった東京に国としては予算を出すべきではなく、地方への移住を促すべきである。	広域地方計画は、全国計画(国土形成計画)を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)の第1部第2章第2節5.「・・・、国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題である。一方で、世界有数の国際都市としての東京の強みを活かしつつ、・・・、激化する国際競争に打ち勝つ我が国の成長を牽引する国際競争力の強化を図る必要がある。・・・こうした地方と東京とのwin-winの関係を構築することにより、国土全体にわたる持続可能で活力ある国土の形成を図る必要がある。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。
地方自治体不要に。	本計画の対象ではないことから、原案のとおりとします。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
脱炭素化施策の推進に疑念がある。	広域地方計画は、全国計画(国土形成計画)を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)の第1部第3章第2節1.「特に、GXの実現に向けては、我が国企業が世界に誇る脱炭素技術の強みを活かして、世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、持続可能な形で気候変動に対応する公正な移行の観点を含め、新たな市場・需要を創出し、日本の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められる。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。
東京・大阪一極集中を助長する「大規模再開発依存型」の都市計画を脱却し、環境負荷の低減と、市民の移動の自由を保障する「生活者優先」のインフラ整備へ転換すべき。	広域地方計画は、全国計画(国土形成計画)を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)の第1部第2章第2節2.「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮される国土構造の実現を目指す。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。

【東北圏】

○意見提出総数:9件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
「平泉に荘厳な仏教文化都市を形成」という表現は見かけない。岩手県西磐井郡平泉町のホームページで「平泉は、12世紀日本の本州北部において、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された政治・行政上の拠点です。…、その中でも特に末法の世が近づくにつれ興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の空間的な表現を目的として創造された独特の事例である、と評価されています。」とされている点も踏まえ、文章を修正すべきである。	御意見を踏まえ、以下の下線部のとおり修正します。 第2章第1節 中世は、奥州藤原氏が、四代約100年間にわたり陸奥・出羽地方を治め、平泉に<u>浄土思想</u>に基づく理想世界の実現を目指して政治・行政上の拠点を形成した。
「クマ」に関する記載が、生態系保護の箇所にあることで文章のつながりがわかりにくい。	御意見の点については、「こうした生態系そのものの保護・保全と必要に応じた駆除・捕獲をバランスよく実践する…」と分けて記載していますので、原案のとおりとします。
「原子力」の記載箇所において、「廃炉」にも言及すべきである。	御意見の点については、第4章第1節(2)「…、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置などに向けた中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)に向けた取組を実施する…」と記載していますので、原案のとおりとします。
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第4章第4節(2)「…、大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、環境、景観への影響を理由とした地域の反発などが起きており、第六次国土利用計画（全国計画）でも地域社会との共生を課題に挙げている。これを踏まえ、立地に当たっては自然的・社会的影響及び今後の国土管理も見据え、ゾーニングを進める。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
女性活躍に関して、アンコンシャスバイアスの解消を図るとの記述があるが、様々な考え方を認めながら意見を言いうことが出来る社会が望ましい。また、女性だけではなく男性にとっても住みやすく働きやすい環境づくりが大切である。	御意見の点については、第4章第10節(1)「…、生産年齢人口の減少が見込まれる中で社会の活力の底上げを図るためには、多様な人材の活躍を更に促進していくことが重要である。」と記載していますので、原案のとおりとします。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第4章第2節(2)「…、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、…、ロボットやセンサー等のDXを掛け合わせたあらゆる新技術を積極的に活用し、インフラの価値向上並びに防災・減災、メンテナンス等におけるイノベーションを生み出す。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第4章第7節(1)「世界的に持続可能な観光(サステナブルツーリズム)に対する配慮や意識が高まっており、サステナビリティに関心の高い旅行者は、地域の本質に触れる深い体験価値や、観光を通じた地域への貢献を重視する傾向も強いとされている。…。…、国内外からの観光客の誘致により、持続可能な観光地域づくりを推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第4章第6節(1)「…、将来に向けて世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するために、就農の準備、所得の確保、DXを取り入れた魅力の向上、農業法人などが実施する新規就農者に対する実践研修の支援等により、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	御意見の点については、第4章第4節(2)「地域特性を踏まえながら、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備に取り組む。具体的には、木質バイオマス、風力、中小水力、再エネ熱(太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等)等といった地域に密着した「分散型エネルギー」を有効活用し、各地域の持つ資源を補完し支え合いながら地産地消型のエネルギービジネスとして自立を図る。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

【首都圏】

○意見提出総数:8件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
首都圏では、現在も鉄道新線が建造されており、鉄道ネットワークに関する記述をより充実させるべきである。	広域地方計画は、広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、第4章第2節PJ2-2. 3.「・・・関連する鉄道ネットワーク等の充実強化に取り組み、ネットワーク型都市圏の形成を目指す。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第3章第4節1.「地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等の再生可能エネルギーについては、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、低炭素の国産エネルギー源であることから、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
ペロブスカイト太陽電池は、基本的に鉛が含有されているため、現状では導入を控えるのが適切である。	計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第3章第1節3. (5)「既存施設の安全性を確保するとともに、点検・診断に基づき計画的に修繕・更新及び新技術の積極的な活用等を推進、実施することにより、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を戦略的に実現する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第4章第2節PJ2-3. 2. (1)「観光客の集中による過度の混雑やマナー違反への対応」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第4章第4節PJ4-2. 2. (1)「農業の多様な担い手の育成・確保・・・」等と記載していますので、原案のとおりとします。

【首都圏】

御意見の要旨	御意見に対する考え方
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	御意見の点については、第3章第4節1. (4)「木質バイオマス、下水道バイオマス、中小水力、太陽光、小規模地熱発電、再エネ熱(太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等)等は、地域に密着した、コスト面でもバランスの取れた分散型エネルギーとして、活用を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
首都直下地震等を想定した巨大災害対策について、「物資配送の実効性」「水道インフラ復旧のボトルネック」「食料や生活用水の欠乏に伴う治安悪化」というリスクに対し、抜本的な対策を講じるべきである。	御意見の点については、広域地方計画が広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、第3章第3節1. (1)「…、首都直下地震など首都圏が広域的に被災したときに備えて、首都圏の諸地域の多様な機能を強化するとともに、首都圏に集積した中枢機能のバックアップや、地域間の役割分担・官民連携を通じて支え合うことにより、災害からの復元力を増強する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

【北陸圏】

○意見提出総数:7件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第4部第1章第4節2. (2)「2050年カーボンニュートラル及び各年度の削減目標の実現に向け、北陸圏においても地球温暖化緩和策を効果的に推進する。このため、発電時にCO₂を排出しない水力発電、風力発電、原子力発電及び太陽光発電に加え、地熱発電及び水素・アンモニア等の新たなエネルギーの導入を促進するとともに、CCUS/カーボンリサイクルによる火力発電のイノベーションを追求する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第4部第1章第3節2. (3)「…、新技術を活用したインフラメンテナンスの社会実装などを加速化する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
P33(風水害・土砂災害・山地災害対策)」の部分の第1パラグラフ末尾「「流域治水」の取組をハード・ソフトの両面から一体的に推進する。」の後に、「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。」を加筆することが必要かつ適切。	御意見を踏まえ、以下の下線部のとおり修正します。 第4部第1章第1節2. (1) …、「氾濫を防ぐ・減らす対策」、「被害対象を減らす対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」から成る「流域治水」の取組をハード・ソフトの両面から一体的に推進する。<u>なお、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。</u>

御意見の要旨	御意見に対する考え方
P52「(1)美しく豊かな自然環境・水循環及び里地・里山・里海の保全」の部分の第2パラグラフ「黒部川自然再生事業、神通川自然再生事業及び九頭竜川自然再生事業等の河川・湖沼の自然再生の取組のほか、」の後に、「越後平野における生態系ネットワーク形成の取組、また、」を加筆し、全体を「黒部川自然再生事業、神通川自然再生事業及び九頭竜川自然再生事業等の河川・湖沼の自然再生の取組のほか、越後平野における生態系ネットワーク形成の取組、また、手取川ダム・宇奈月ダムによる河川環境保全の取組等、河川流域全体における森・川・海の健全な物質循環を確保することで、豊かで高い生物生産性と生物多様性の里海づくりを推進する。」とすることが必要かつ適切。	広域地方計画は、広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、個別の取組については代表的なものを記載しているため、原案のとおりとします。
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第4部第4章第1節1. (1)「…、全国の有名観光地などで発生している過度の混雑やマナー違反等の問題を踏まえ、観光客の受入と住民の生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを実現するため、過度の混雑・マナー違反対策等のオーバーツーリズム問題の未然防止・抑制に向けて、地域の実情に応じた取組を総合的に推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第4部第2章第1節1. (2)「…、新規就農者経営安定化事業などによる豊かで多様な農林水産資源の生産体制の確保を図るための多様な人材の活用、…、農林水産業における多様な働き方を実現させ、農林水産業への地域内外からの新規就業を拡大させることで、農林水産業に携わる人材の確保・育成により農林水産業の事業承継を促進し、これらの人材の活躍により中山間地域を始めとする農山漁村の維持・再生・強化を促進する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	御意見の点については、第4部第1章第4節2. (2)「…、発電時にCO₂を排出しない水力発電、風力発電、原子力発電及び太陽光発電に加え、地熱発電及び水素・アンモニア等の新たなエネルギーの導入を促進する…。…。…。バイオマス、地熱エネルギーを始めとする地域の特色あるエネルギー資源の活用を図る。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

【中部圏】

○意見提出総数:30件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第3部第2章第5節2.「エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーの取組を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）等の新たな技術の普及、低炭素水素サプライチェーンの構築や低炭素水素モデルタウン事業等に取り組む。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
ペロブスカイト太陽電池は、基本的に鉛が含有されているため、現状では導入を控えるのが適切である。	計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第3部第2章第5節4.「インフラの維持・整備・活用に向けて、事後保全から予防保全型メンテナンスへの本格的な転換やメンテナンスの高度化・効率化に向けた新技術やデジタル技術の活用、持続可能な維持管理の実施に向けた国・地方公共団体等による技術的支援体制の構築など、国土基盤の高質化に取り組む。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第2部第1章第2節1.（1）「・・・、一部の地域や時期に発生している混雑やマナー違反がもたらす日常生活への悪影響と、旅行者の満足度低下につながるオーバーツーリズムへの対応を進める。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第2部第1章第2節2.（1）「・・・、地域資源や若者などの人材を活用しつつ地域の生活やなりわいを維持・確保するため、農林水産業の6次産業化等による高付加価値化を図る。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	御意見の点については、第3部第2章第5節2.「・・・太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーの取組を推進する・・・」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

【中部圏】

御意見の要旨	御意見に対する考え方
2016年3月に策定された中部圏広域地方計画について、その成果の分析がなされていないまま次期計画の検討が進められているのではないか。	2016年3月に策定された中部圏広域地方計画について、毎年度、進捗状況をフォローアップするとともに、2022年に中間評価を行った上で、次期広域地方計画の策定に着手しております。
「本計画の計画期間は、2050年、更にその先の長期を見据えつつ、今後おおむね10年間とする。」という表現はわかりにくい。素直に、今後概ね10年間とし、2050年より長期を見据えるとすればどうか。	広域地方計画は、全国計画（国土形成計画）を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画（令和5年7月閣議決定）の第1部第1章第2節「本計画の計画期間は、2050年、さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間とする。」とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。
浜松湖西豊橋道路、名古屋三河道路、一宮西港道路など、環境影響評価手続きで批判も多い中、高規格道路の必要性について記載すべきではないか。	御意見の点については、第2部第1章第2節3.（1）「陸海空の総合交通体系がシームレスにつながり合う拠点連結型国土を形成するため、道路では、東西軸と南北軸、それらとリンクする環状道路、さらには半島地域へのアクセス強化など未整備区間の解消を図る。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
人口減少が交通需要などにどう影響するかを課題として記載すべき。	御意見の点については、第2部第1章第2節1.（2）「地域公共交通は、人口減少や自家用車利用の普及等による長期的な需要減に加え、コロナ禍の影響や運転手不足も相まって多くの事業者が危機的な状況にある。今後、更なる人口減少も予測される中で、地域公共交通の維持・確保を事業者の経営努力のみに委ねることには限界がある。そこで新たな技術を活用しつつ、分野の垣根を越えた多様な主体による「共創」により、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進め、地域の移動手段を確保する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
公共交通、医療、福祉等の社会的サービスは、自助、共助をもちだすのはやめ、公助が原則と修正すべき。	広域地方計画は、全国計画（国土形成計画）を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画（令和5年7月閣議決定）の第2部第5章「急激な人口減少、少子高齢化により地域コミュニティの弱体化が懸念される中、自助、共助の取組を、公助による支援と併せて、今後一層充実させていく必要がある。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
地域公共交通の衰退の主原因である「モータリゼーションの進展」を解決する方向こそ考えるべき。	御意見の点については、第2部第1章第2節1. (2)「地域公共交通は、人口減少や自家用車利用の普及等による長期的な需要減に加え、コロナ禍の影響や運転手不足も相まって多くの事業者が危機的な状況にある。今後、更なる人口減少も予測される中で、地域公共交通の維持・確保を事業者の経営努力のみに委ねることには限界がある。そこで新たな技術を活用しつつ、分野の垣根を越えた多様な主体による「共創」により、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」(再構築)を進め、地域の移動手段を確保する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
地域公共交通をリ・デザインの名に隠れて、路線廃止などしないように。	
リニア中央新幹線について、工事に伴う環境影響などの側面を追記すべき。	御意見の点については、第2部第1章第2節3. (2)「・・・、リニア中央新幹線の全線開業に向け、水資源、環境保全等の課題解決を図ることで、建設主体による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力を行う。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
高速交通ネットワークがリニア中央新幹線を生かすのかは疑問がある。	御意見の点については、第3部第2章第9節2.「リニア中間駅を始めとした新たな圏域内及び他圏域との交通ネットワークの形成、デジタル技術の導入によりシームレスな交通体系を実現し、リニア中央新幹線開業による時間距離短縮の効果を圏域の内外に波及させていく。高規格道路ネットワーク等とつなげることで、高速交通ネットワークの多重性・代替性を確保し、巨大災害リスクに対するリダンダンシーの強化を図る。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
喫緊の地球温暖化対策のため、運輸部門におけるCO ₂ の排出状況・課題を追記すべき。	御意見の点については、広域地方計画が広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、第2部第1章第2節4. (2)「国際公約である2050年カーボンニュートラル、2030、2035、2040年度において温室効果ガスをそれぞれ46%、60%、73%削減(いずれも2013年度比)の目標実現を図る地域づくりとして、「国土交通グリーンチャレンジ」に定めた住宅・建築物の省エネ化、木造建築物の普及拡大、まちづくりのグリーン化、自動車の電動化、船舶・航空・鉄道や港湾・空港などの社会基盤の脱炭素化、交通GX、物流GX等を推進する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。

【中部圏】

御意見の要旨	御意見に対する考え方
環境問題への対応として、PFAS、富栄養化対策での窒素、リンの添加にも触れるべき。	御意見の点については、広域地方計画が広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、第2部第1章第2節4.「こうした中部特有の山、川、海などの多様な自然資源の恵みを享受し、保全・活用を図るため、日常的な連携活動やネイチャーポジティブの観点も含め、自然環境と健全な生態系の保全・再生、カーボンニュートラルの実現による持続可能な地域づくり、適切な国土保全を推進する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
環境問題への対応として、大気汚染についても課題として挙げるべき。	御意見の点については、第1部第2章9.「・・・、健康や福祉の向上等、直面する社会課題の解決や豊かな地域の創造に貢献していくことが期待される。」と記載していますので、原案のとおりとします。
渇水対策として、木曽川水系における水資源開発基本計画から無駄な需要を省くこと。	本計画の対象ではないことから、原案のとおりとします。
「第1部第2章 中部圏の課題」に記載されている課題の項目に記載されていながら、「第2部第1章第2節 目標（＝中部圏の将来像の実現に向けた方向性）」の項目に記載されていないものがあるのではないか。	「第1部第2章 中部圏の課題」に記載の内容を踏まえ、「第2部 将来像とその実現に向けた目標、基本的な考え方と主な戦略」の内容が記載されているため、原案のとおりとします。
緑地を都市部において確保するための規制力、助成制度を具体的に提案すべき。	御意見の点については、広域地方計画が広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、第3部第2章第5節1.「快適な都市環境の形成を図るため、都市公園等の緑地の確保や里山公園の保全と活用を推進するとともに、市街地に残された貴重な都市の森を市民・事業者・行政の協働により守り育てていく活動、統一的に木造・木質化を図るまちづくり、動植物園の再生等、都市に暮らす人々に生物多様性の保全や地球環境の持続について体感し学ぶ機会の提供などを推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するという言葉だけではなく、具体的な整備目標を示してほしい。	御意見の点については、広域地方計画が広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、第4部第2章第3節「・・・、プロジェクトの着実な推進に向けて、プロジェクトごとに担当機関を定め、中部圏広域地方計画協議会において、毎年度、各プロジェクトにかかる各種施策の進展・具体化、進捗状況を検証するとともに、その推進に向けた課題への対応等について十分な検討を行う。各種施策で設定されている数値目標やその更新を共有し、検討結果を踏まえ、本計画のより一層の推進を図る。」と記載していますので、原案のとおりとします。
シームレスな拠点連結型国土の形成と称して、無駄な道路計画を進めないでほしい。	計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
「リニア中央新幹線の開業で「ひかり」、「こだま」の増加が期待され・・・」について、リニア中央新幹線の開業で「ひかり」、「こだま」の増加が期待されるのは事実か。	広域地方計画は、全国計画（国土形成計画）を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画（令和5年7月閣議決定）の第1部第2章第2節3.（2）「東海道新幹線沿線地域は、リニア中央新幹線の開業によって、現行の東海道新幹線の「のぞみ」の利用がリニア中央新幹線に部分的・段階的にシフトすることで、東海道新幹線のダイヤに余裕ができ、「ひかり」、「こだま」の増加が期待できる。」とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。
リダンダンシーを確保したアクセス強化はやめるべき。無駄な道路を建設する余裕はない。既設道路の維持管理に力を注ぐべき。	御意見の点については、広域地方計画が全国計画（国土形成計画）を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画（令和5年7月閣議決定）の第1部第4章第1節2.（1）「巨大災害リスクが切迫する中、複雑化するサプライチェーン等を通じて巨大災害による被害の拡大が我が国全体の経済の停滞を招くことがないよう、全国的なネットワークを形成する国土基盤のリダンダンシーを確保するとともに、平時においてもその機能を地方の活性化等に効果的に活用していく必要がある。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
災害時こそ公助を中心とすることを打ち出すべき。	広域地方計画は、全国計画(国土形成計画)を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)の第2部第5章第6節「東日本大震災では、行政自体の被災による行政機能の麻痺等により公助の限界が明らかとなり、住民等の自助、共助による防災活動の重要性が強く認識された。…ハード・ソフト対策による自助、共助の取組を促進し、巨大災害時においても適切な自助、共助が行われるよう国民の防災活動への意識向上を図るための啓発活動を推進するとともに、行政があらかじめ対策を講じておく。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。
リダンダンシー機能を強化する幹線道路の新規建設ではなく、膨大な費用が必要な時期になっている既設道路、上下水道、公共施設等の維持管理等にもっと力を注ぐべきである。	御意見の点については、第3部第2章第5節4.「道路、河川、港湾、海岸、ダム、下水道、公園、砂防、治山・林道、鉄道、空港等の老朽化・耐震化対策や予防保全による長寿命化対策を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
地域公共交通の「リ・デザイン」は、地域等の受容性に配慮してほしい。	御意見の点については、第2部第1章第2節3. (3)「…、生活に不可欠な地域の足となる地域公共交通について、地域交通DX・交通GXの推進や、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」(再構築)を進める。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
浜松湖西豊橋道路、名古屋三河道路、一宮西港道路などは、道路ネットワークの調査・整備を推進する位置付け程度にすぎない。	御意見の点については、第3部第2章第6節6.「…、一宮西港道路、浜松湖西豊橋道路等の調査・整備…を推進する…。…、生産性向上、物流機能強化に資する名古屋三河道路…のインフラ基盤整備を推進する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
電気自動車は、電源が電気であり、そのもとの電力の発電のために膨大なCO ₂ を発生するため、地球温暖化対策とは矛盾し、次世代自動車として一律に普及支援するのは間違いである。	広域地方計画は、全国計画(国土形成計画)を基本として策定されるものであり、第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)の第2部第2章第1節「自動車産業については、EV、PHVの充電インフラ及びFCVの水素ステーションの整備推進等により、次世代自動車の更なる普及拡大を図っていく。」等とされている点も踏まえ、原案のとおりとします。

【近畿圏】

○意見提出総数:9件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
「東京に一極集中する諸機能のバックアップを担い得る圏域を目指す」とあるが、近畿圏は大阪市一極集中であり、この点を踏まえた修正が必要ではないか。	御意見の点については、第2部第1章第1節「日本中央回廊の西の拠点として、アジアを始め世界からヒト・モノ・カネ・情報呼び込み、圏域内はもとより他圏域や地方経済へと拡大・波及させるため、陸海空の総合交通体系の高質化を目指す。さらに、都心部への都市機能の集積や中核となる都市の再生を推進し、国際競争力の強化及び市街地活性化を実現する。これらにより、人流・物流が多重的に確保され、三大都市圏相互の更なる機能補完・連携の強化を実現することで、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化にも寄与する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第3部第7章(1)「脱炭素に向けたエネルギー源となり得る、地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等の再エネについては、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入促進、活用拡大を図るとともに、老朽化した設備の更新にも取り組む。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
資金を大阪万博の跡地などに使わないで欲しい。	計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第3部第6章(6)「メンテナンスの高度化・効率化を図るため、新技術・デジタルの活用を推進するとともに、民間の創意工夫やノウハウの活用を図る官民連携手法の導入を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
P44「(1)洪水・内水・高潮・土砂災害対策」の部分について、最初の黒ボツ中の「「流域治水」を推進し、気候変動などによる将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。」の後に「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。」を加筆する。	御意見を踏まえ、以下の下線部のとおり修正します。 第3部第6章(1) …「流域治水」を推進し、気候変動などによる将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。<u>なお、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。</u>
P56「(3)人と野生生物等の関係の適正化と生物多様性の社会への浸透」の部分について、「円山川において、コウノトリ…その個体数の減少を防止し、回復を図る。」の後に、「また、桂川流域において、鳴く虫を指標とした生態系ネットワークの形成を通じ、生物多様性の維持・回復、人と自然のかかわりの再構築及び鳴く虫文化の継承を図る」を加筆する。	広域地方計画は、広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、個別の取組については代表的なものを記載しているため、原案のとおりとします。
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第3部第9章(8)「観光客の受け入れと地域住民の生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第3部第3章(4)「…、農業の担い手の育成・確保、…の取組を実施する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	御意見の点については、第3部第7章(1)「木質バイオマス、下水道バイオマス、中小水力、太陽光、小規模地熱発電、再エネ熱(太陽熱、地中熱、温泉熱、下水熱等)等は、地域に密着したコスト面でもバランスのとれた分散型エネルギーとして自立し、地域活性化にとっても重要な役割を果たすことが期待されることから、活用を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

【中国圏】

○意見提出総数:6件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第2部第2章第2節「・・・、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーの転換、技術開発や設備投資等による脱炭素化によって、産業の成長と環境保全を同時に実現する。さらに、エネルギーの安定供給の確保にも資する再生可能エネルギー関連産業を創造するとともに、地産地消型のエネルギーを実現する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第4部第3章第2節「・・・、メンテナンスの生産性向上に資するインフラ分野のDXを含む新技術等の活用推進、技術開発の促進及び必要な体制の構築、市民によるインフラメンテナンスや人材確保など、産学官民が連携して取り組む。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
P49「1. 総力戦で挑む防災・減災対策等の推進」の「(1) ハード・ソフト両面からの事前防災対策の推進」の部分で、「(1)ハード・ソフト両面からの事前防災対策の推進」中の第3パラグラフ「さらに、下水道による雨水浸水対策など、都市浸水対策を推進する。」の後に「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。」を加筆することが必要かつ適切。	御意見を踏まえ、以下の下線部のとおり修正します。 第4部第4章第1節1. (2) 自然環境の多面的な機能を活用したグリーンインフラの社会実装や生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等の取組を推進する。<u>流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。</u>
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第3部第2章第2節「・・・オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策に取り組む。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第4部第2章第2節「…、農林水産業の持続的な発展を促すために、持続的な地域づくりと一体となって取り組む必要がある。そのためスマート農業など農業DXによる効率化と新たなサービスなどによる高付加価値化を図るとともに、共同配送や貨客混載など効率的な輸送システムを構築する。また、スタートアップ創出による地域産業の振興や、暮らしの機能確保などの地域課題の解決と併せ、新しい農業の担い手としての「活躍人口」の確保・育成を図る。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	御意見の点については、第4部第2章第2節2. (2)「…、地域資源を生かしたバイオマス発電の導入等により、中国圏に豊富に存在する木質バイオマス等の利活用を推進し、間伐材や林地残材を発電所や熱利用施設等への積極的な利用を図る。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

【四国圏】

○意見提出総数:10件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
「リニア推進」や「四国の新幹線の早期実現に向けた署名」について取り上げているが、これらへの反対意見も多数ある。時間をかけて住民の意見を聴きながら方針を定めるべきである。	計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第3章第2節2.1(1)2)「地熱、水力、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。そのため、洋上風力発電や小水力発電等の導入、再生可能エネルギー事業所の誘致等を推進する。また、既存施設についても、ダムを活用した治水機能の強化と水力発電の促進の両立を図るハイブリッドダムの取組を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
社会インフラは、日本国土を護る基本であり、グローバル経済に左右されずに、国益に基づく整備投資をするべきである。また、国内人材に対し、社会インフラ事業に関する技術・技能の伝承を推進されたい。	御意見の点については、第3章第2節1. 2(2)1)「インフラの維持管理・更新等を長期的・継続的に行っていくには、インフラ維持管理・更新等の担い手となる人材育成が欠かせない。四国圏ではインフラメンテナンス推進に向けた、課題(人材育成、新技術、効率的・効果的な事業など)への取組について検討し、定め、実施していく「インフラメンテナンス推進検討会」を設置し、産学官一体となり人材育成等の課題解決に取り組む。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
2050年カーボンニュートラルの実現に疑問を抱いている。特に太陽光発電・風力発電を用いた大規模再エネ事業は、自然破壊や電気料金負担の増大をもたらし、恩恵がない。	御意見の点については、第3章第2節2. 1(1)2)「地熱、水力、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
第1次産業は、「食料安全保障」や「食と健康」の基本であり、高品質な農産物の生産のためにも活性化すべきである。例えば、耕作放棄地を有効活用して子供から高齢者が触れ合う場所を整備し、農業技術の伝承や子供への農業体験の機会を設けるなど、「世代が繋がる」地域コミュニティを形成する取組をしてはどうか。	御意見の点については、第3章第2節3. 1(1)3)「…、農山漁村の豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図るとともに、地方・田園回帰等の動きも踏まえ、農山漁村と都市の相互補完・相互貢献による共生を目指す。また、中山間地域等の農山漁村に人が住み続けるため、集落機能の維持・強化や集約化を図る。複数の集落の連携による自立的な地域社会を構築し、人の流れの受け皿となる機能等を果たしていくため、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて複数の集落の機能を補完する、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織(農村RMO)の形成を支援する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
外国人への支援よりも、日本の歴史や伝統文化を伝え、健康・体力づくりを行うなど日本人の子供への教育に力を入れるべきである。また多文化共生は、民族性や習慣が異なるため負担が大きい。	御意見の点については、第3章第1節(5)「地域の次世代を担う子どもが健やかに育ち、学べる環境を整備するために、就学前教育・保育の充実、社会教育施設を拠点とした地域の教育力の向上、教育へのデジタル技術の導入、中山間地域や離島における遠隔教育等を進展させる。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第3章第2節1. 2「…、効率的なインフラメンテナンスのために、多様な主体の連携・協力により、インフラメンテナンスに携わる人材の育成や、新技術・官民連携手法の活用を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第3章第2節4. 1(2)1)「…、地域が主体となって行う持続可能な観光地域づくりのために、地域・観光旅行者の双方がメリットを享受・実感できる地域づくりを推進する地方公共団体やDMO等のマネジメント体制を構築するとともに、四国圏の新たな魅力として持続可能な観光地域であることを積極的にPRしていく。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第3章第2節6. 2(1)3「地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業経営や、6次産業化、農泊、農福連携等の農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせること等により農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得向上と雇用機会の確保を図る取組を推進する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	御意見の点については、第3章第2節2. 1(1)2「…、バイオマス発電や幅広い分野への木質バイオマスボイラー等の導入等、再生可能エネルギーの導入を推進する。…。地熱、水力、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

【九州圏】

○意見提出総数:11件

御意見の要旨	御意見に対する考え方
九州圏では原木生産量が国内一位になるなど、林業が盛んであるため、産業構造としての1次産業の特色としても言及してほしい。	御意見を踏まえ、以下の下線部のとおり修正します。 第1部第5章 九州圏は農林水産業産出額で<u>全国の20.8%(2023年)</u>を占めており、我が国の食料生産拠点としてフードアイランドを形成している。
災害復旧・復興に関しては、大きく被害が想定される地域とそうではない地域の差を考慮して、応急仮設住宅や災害復興住宅などを各地域でストックするような取り組みの検討を進めるべきである。	御意見の点については、第4部第6章第1節8.「自然災害の被災後に、早期かつ的確な復興まちづくりを実施できるよう、平常時からの事前準備を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
森林・林業・木材産業について、国産木材の需要拡大・利用促進のほか、供給側への施策も追加し、今後も増加する所有者不明土地など林地に係る土地利用上の課題の解決を目指し、利用と供給の両立を目指すべきである。	御意見の点については、第4部第3章第4節5.「林業では、木材の安定供給体制に向けた国有林材等の需要・販路の確保・拡大や、地域における中核的な素材生産・素材流通・製材・高次加工の担い手の育成等の各種取組等を推進する。」と記載していますので、原案のとおりとします。
手入れがされない森林であっても、木材生産や再造林として価値のある森林である場合もある。また、林地は、事業者ではない個人では利活用が難しく、売買に関しても低調になりがちだが、木材産出の効果は依然としてある。木材の販売収益をプールし所有者や相続人が判明した際に還元するなど、林地の所有者等の不利益が発生しない仕組みを設け林地を集約化して、地域の協議会等が利用・処分などを進められる制度を検討すべきである。	御意見の点については、第4部第6章第3節2.「・・・、森林の適切な経営管理や木材利用、資源の効率的な利活用などを通じて地域の脱炭素化を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
日本の自然環境や景観は次世代に受け継がせていかなければならない宝物であり、再生可能エネルギーの普及のために山や森林を乱開発することに反対する。また、再生可能エネルギーの開発にあたり、発電量が環境に左右されにくい既存水力発電の増強や地熱発電などにも力を入れるべきである。このほか、再生可能エネルギーは規模に対して発電量が少ないので、地元で使うべき。	御意見の点については、第4部第3章第6節6.「九州圏においては、地域特性をいかし、太陽光発電を中心に風力発電、水力発電、地熱発電等の再生可能エネルギー発電に取り組んでいる。…。…。クリーンエネルギーの産業化・社会実装を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
木質バイオマスや小型水力発電の活用について検討していただきたい。	
女性活躍に関して、アンコンシャスバイアスの解消を図るとの記述があるが、様々な考え方を認めながら意見を言い合うことができる社会が望ましい。また、女性だけではなく男性にとっても住みやすく働きやすい環境づくりが大切である。	御意見の点については、第4部第4章第3節1.「…。若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人々が地域社会の中で居場所を持ち、希望を持って地域で暮らし、働き、活動することで、多様な人々が幸せを感じながら活躍できる持続可能な環境づくりが重要となっている。そのため多様な価値観を認め、各人の強みをいかし共助共生しながらともに成長できる社会を実現するダイバーシティ・インクルージョンコミュニティを形成する。」と記載していますので、原案のとおりとします。
道路舗装層等のインフラ空間において、既存修繕工事と連動可能な複合型発電技術ならびに自己修復型舗装技術の実証・導入を推進すべき。あわせて、国産植物系複合素材を活用した構造部材の実装により、国内循環型のインフラ関連新産業の創出を図るべき。	御意見の点については、第4部第6章第1節3.「…。予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、道路施設、砂防施設、河川管理施設、ダム、導水路、公園施設、港湾施設、海岸施設等の老朽化対策を加速する。さらに、道路メンテナンス会議では官民が連携したメンテナンス体制の確保により、ライフサイクルコストの低減や持続可能なメンテナンスサイクルを構築する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
外国人観光客の呼び込みやオーバーツーリズム対策については、地域の生活者が困らないよう特に対策を講じて欲しい。	御意見の点については、第4部第3章第5節1.「観光振興が地域社会・経済に好循環を生むためには、地域住民に配慮し、自然、歴史・文化、地場産業等の地域の観光資源の保全と観光を両立するとともに、旅行者にとっても快適な「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」の持続可能な観光地域づくりを進めることが重要である。……。……。持続可能な観光地域づくりを推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。
若者の新規就農を促す施策について追記してほしい。	御意見の点については、第4部第3章第4節5.「……。担い手の育成・確保、多様な人材の活用により労働力不足を解消し、持続可能な農林畜水産業の形成を図り、安全・安心な食料の持続的安定供給を実現するための取組を推進する。」等と記載していますので、原案のとおりとします。
首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の巨大災害を見据え、九州圏に対し、「日本全体のバックアップ拠点」という明確な役割を付与し、「首都機能代替施設」の整備、「国家規模の支援物資貯蔵倉庫」の設置、「広域サプライチェーンの代替拠点」の確保、広域連携・防災基盤の強化を行うべきである。	御意見の点については、広域地方計画が広域地方計画区域ごとに国土の形成に関する方針や目標等を定めるものであり、第4部第7章第1節4.「……。南海トラフ巨大地震を見据えた連携やバックアップ体制の構築に向けて、災害応援派遣体制や防災ネットワークの構築、瀬戸内海における緊急確保航路の確保など、国内他圏域と連携した取組を推進する。」等と記載しており、原案のとおりとして、計画の推進に当たり参考とさせていただきます。